

# 最近の事例等を踏まえた課題について

平成24年7月25日



## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| I. オリンパス事案                        | 3  |
| (1) 事案の概要                         | 3  |
| (2) 監査上の論点                        | 4  |
| ① 指摘事項に係る論点                       | 4  |
| ・ A監査法人に対する指摘                     | 4  |
| ・ B監査法人に対する指摘                     | 7  |
| ② その他の論点                          | 10 |
| ・ 残高確認手続                          | 10 |
| ・ 企業価値評価等における専門家の活用               | 11 |
| II. 不正会計の端緒が発見されたが看過したケース         | 13 |
| III. 会計不正の態様等に応じた監査手続が実施されなかったケース | 17 |
| IV. 監査法人における情報収集体制                | 18 |

# I. オリンパス事案

## (1) 事案の概要

### ① 簿外ファンドの連結外しによる含み損・負債の簿外処理

90年代の有価証券投資等の失敗による多額の含み損の計上を先送りするため、平成10年頃から、海外の複数のファンドに含み損を抱える運用資産等に移転。

### ② 簿外処理を発覚させないための隠蔽工作

平成19年3月期までの約10年間、外資系金融機関等の外部協力者の協力を得て、簿外処理が発覚しないように隠蔽工作。

### ③ 資産性のないのれんを計上したのれんの過大計上

平成20年3月期以降、企業買収に伴う買収資金・アドバイザーへの報酬等として支出した資金を簿外ファンドに還流して損失を処理。一方、過大な買収資金・報酬等は、連結財務諸表上のれんとして計上。

## (2) 監査上の論点

### ① 指摘事項に係る論点

#### 【A監査法人に対する指摘①】

過去に問題のあった被監査会社に対するリスク評価に係る情報を法人本部に集約し、フォローする体制が不十分であったため、当該会社に対する監査証明業務に従事する監査チームに、過去の監査等の状況を踏まえたリスクを的確に認識させることができなかった点において、法人本部としての実効性のある監査の実施に向けた取り組みが十分ではなかった。

#### 【論点】

◆ 監査チームによる会計不正のリスク評価及び監査実施に対する法人本部による適切なモニタリングをどのように確保するか。

## 【A監査法人に対する指摘②】

取引の内容等からその経済合理性等に疑問を抱かせるような特異な取引について、上級審査の対象事項となることを規定していなかった点において、法人本部が監査現場の状況を的確に把握するための体制が十分とはいえず、このため、監査チームと法人本部とが連携した専門部署の機動的な活用等による、より深度ある組織的な監査が行われていなかった。

### 【論点】

- ◆ 法人本部が監査現場の状況を的確に把握するための体制をどのように確保するか。
- ◆ 監査事務所内の審査の適切な実施(実効性ある本部審査ルールの整備等)をどのように確保するか。
- ◆ M&Aやフォレンジック(不正対応)チーム等の専門部署の機動的な活用のあり方についてどう考えるか。

### 【A監査法人に対する指摘③】

監査人の交代に際して、監査チームは、後任監査人に概括的な説明を行ったのみで、被監査会社とのやり取り等について詳細な説明を行っていなかったため、監査で把握された問題点が的確に後任監査人に引き継がれていなかったが、法人本部も引継ぎについて適切なフォローを行わなかった。

#### 【論点】

- ◆ 監査人交代時の実効性ある引継ぎの徹底をどのように図るか。
- ◆ 監査事務所交代時における開示の強化をどのように図るか。

## 【B監査法人に対する指摘①】

B監査法人は、オリンパス社から会計監査人就任の依頼を受けたが、

- ・依頼の時期が3月決算会社としては異例の5月上旬というタイミングであったこと
- ・前期に1000億円以上の特別損失を計上していたこと

等を踏まえると、監査契約の受嘱の可否を検討するに当たっては、多額の損失を計上する原因となった国内企業3社ののれんの減損処理や英国医療機器メーカーの買収に係るフィナンシャル・アドバイザー報酬の一部の損失計上について、前任監査人にその見解や経緯等の詳細な説明を求めた上で、受嘱の決定をすべきであった。

法人本部は、受嘱の申請者でもあった監査チームに、前任監査人の見解の聴取を指示してはいたものの、監査チームは前任監査人からこれらの情報に関する詳細な聴取を行っておらず、また、法人本部は聴取結果について具体的な説明を求めていなかったことから、法人としての十分なフォローができていなかった。

## 【論点】

◆ 会計不正リスクが高い場合の適切な受任手続及び受嘱審査をどのように確保するか。

## 【B監査法人に対する指摘②】

監査チームは、前葉のとおり、国内企業3社ののれんの減損処理等に関する詳細な聴取を行っていないなど、前任監査人との間で十分な引継ぎを行っておらず、監査チームにも法人本部にも前任監査人が把握した問題点が適切に引き継がれなかった。

### 【論点】

- ◆ 監査人交代時の実効性ある引継ぎの徹底をどのように図るか。
- ◆ 監査事務所交代時における開示の強化をどのように図るか。



### 【B監査法人に対する指摘③】

監査チームは、上述の国内企業3社ののれんの減損処理等に関する問題は、前任監査人が基本的に解決したと理解したため、こうした点に係るリスクを的確に認識することができず、また、法人本部も受嘱時に認識していたリスクについて、特段の分析や監査チームからの聴取を行っていなかった点において、法人として組織的な監査を実施するための仕組みが十分に機能していなかった。

#### 【論点】

- ◆ 監査チームによる会計不正のリスク評価及び監査実施に対する法人本部による適切なモニタリングをどのように確保するか。
- ◆ 監査事務所内の審査の適切な実施(実効性ある本部審査ルールの整備等)をどのように確保するか。

## ②その他の論点

### 【残高確認手続】

会計監査人は、オリンパス社が簿外ファンドに融資していた金融機関に担保として提供していた預金等の残高確認に際し、担保等払戻しを制限する契約がある場合にはその内容を記入することを求めた書式を用いて照会したが、監査法人の照会を受けた外国の金融機関は、これを使用せず、自社の書式を使用して残高のみを回答してきた。

これに対して、会計監査人は、外国金融機関に対する残高確認においては、残高以外の事項の回答を得られないことがよくあることや、通常、担保等が付されている場合はその事実が会社側の帳簿等に記録されているが、本件ではそのような記録がなかったこと等から、追加の確認手続きは不要と判断した。

### 【論点】

◆ 残高確認状の内容等の見直し、担保設定状況等に係る記載の徹底をどのように図るか。

## 【企業価値評価等における専門家の活用】

オリンパス社は、(簿外債務の損失処理のための資金の還流を真の目的として行った)国内企業3社の買収に際して、公認会計士に、各社の株主価値算定報告書の作成を依頼した。

オリンパス社第三者委員会報告書によれば、当該公認会計士は、価値算定に当たり、同社から事業計画の数字は動かさないで欲しいという強い依頼を受けたため、同社から提示された事業計画の数字を一部の修正を除いてほぼそのまま用いて価値算定をした。

同報告書は「事業計画の数値が非常に楽観的なものであるのに、その妥当性を検討し、修正する手続きを行わなかったこと(中略)が、評価対象企業の企業価値を過大に評価することに繋がったと考えられる」としている。

## 【論点】

◆ 金融商品等の評価や企業価値評価等における専門家の活用のあり方について、どのように考えるか。

## 「企業価値評価ガイドライン」日本公認会計士協会経営調査会研究報告32号（抄）

### Ⅲ. 企業価値評価における価値形成要因

#### 3. 基礎資料の信頼性及び有用性の検討

##### (3) 評価対象会社から入手する資料の有用性

評価は、依頼人との一定の契約関係や双方の合意を前提に実施される。そのため会社から入手する資料に関して、真実性・正確性・網羅性を検証するための手続を別途行うことは稀である。

### V. 取引目的の価値算定業務

#### 5. 公認会計士の行う取引目的における価値評価業務の性質及び内容

##### (2) 評価における基礎資料の検討分析の意義

予想された結果と実際の結果が相違することは頻繁に起こり得る。また、このような相違が重大である可能性もあり、評価対象会社の経営陣が予想した結果が達成されるかについて公認会計士が到底責任を負えるものではなく、当該将来情報について公認会計士が検討を行う場合、その達成可能性に関しては何ら責任を負うものではない。

## Ⅱ. 不正会計の端緒が発見されたが看過されたケース

### 【ケースⅠ】

被監査会社は、海外向け製品を売上計上することについて、監査人に対し、「出荷を開始しており問題ない」旨説明したが、監査人は、出荷の事実が確認できないこと、会社が提示した内部証憑のみでは監査証拠とはならないこと等を指摘し、より直接的な証拠の提示を要求。

被監査会社は偽造された外部証憑を監査人に提示。監査人はこれを有効な証憑として認めた。

### 【論点】

◆ 矛盾した監査証拠があった場合等における適切な職業的懐疑心の発揮をどのように図るか。

## 【ケースⅡ】

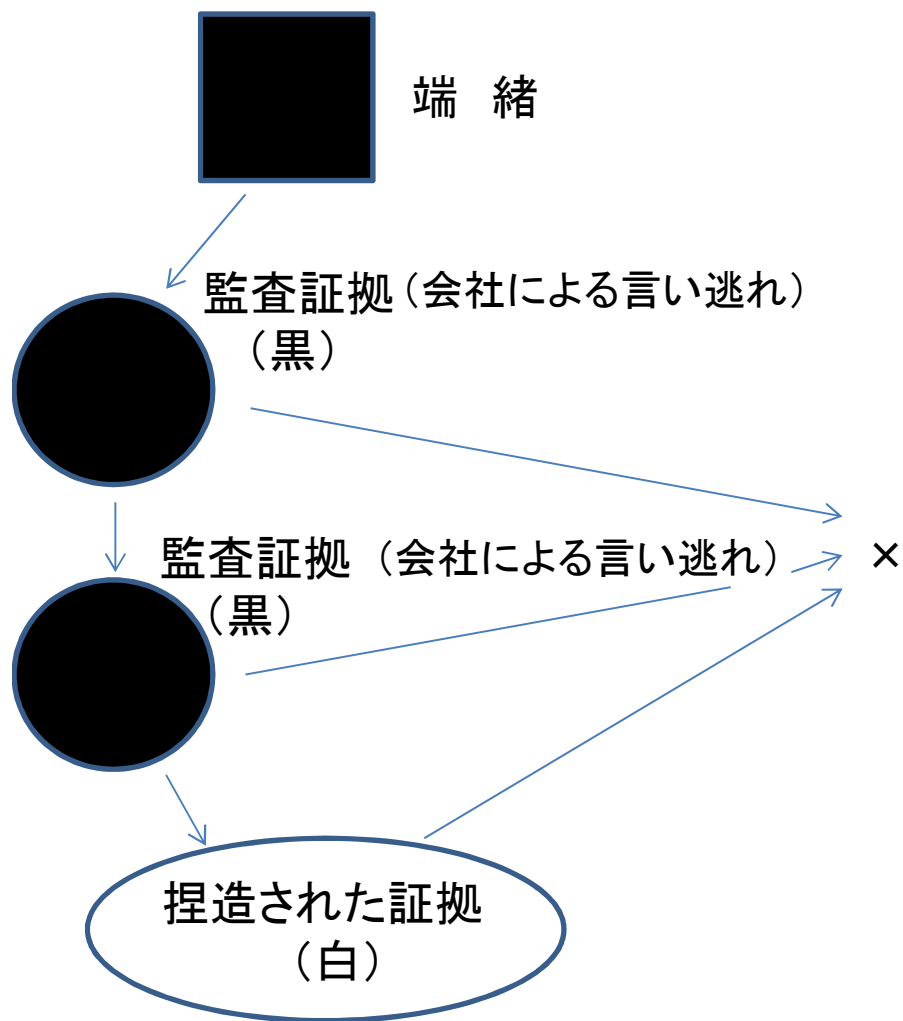
監査人は、被監査会社の売上先から、直接、当該被監査会社に対して有しているとされる債務(売上げ)は実際には存在しないとの通報を受け、深度ある監査手続を試みた。

しかし、被監査会社が偽造された証拠の提示や虚偽の説明を繰り返したこともあり、結果として、十分かつ適切な監査証拠を入手しないまま、架空売上であったものを実在する取引と認めるに至った。

## 【論点】

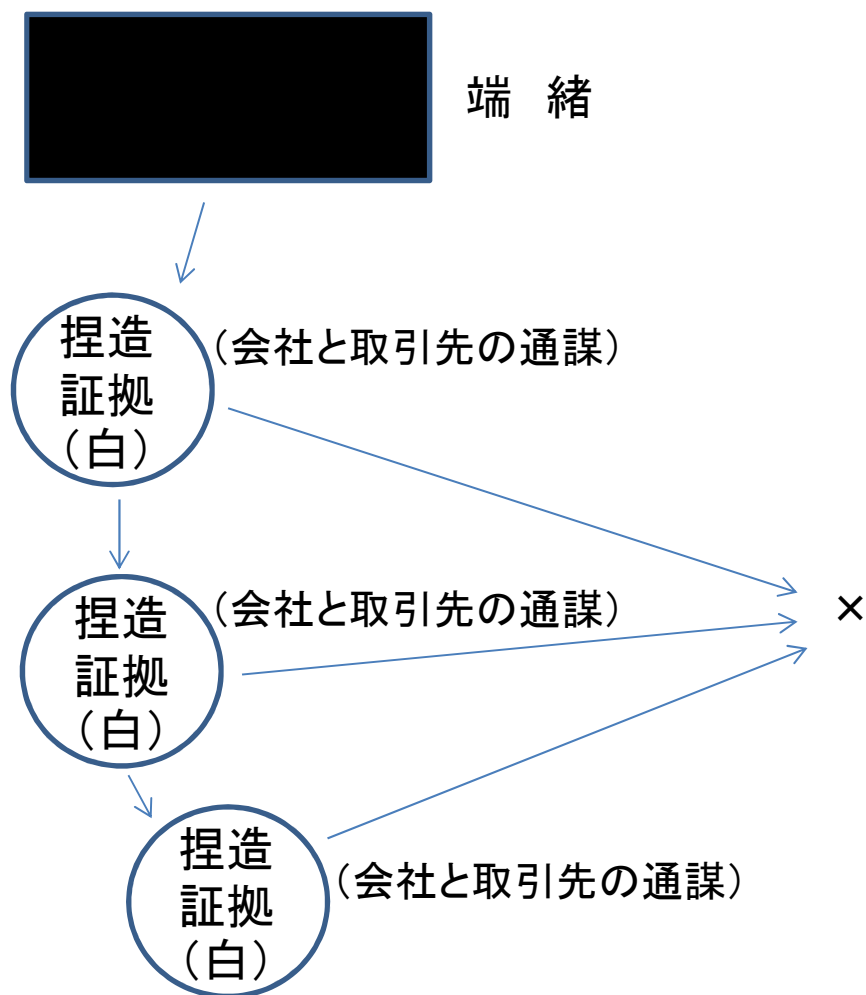
◆ 矛盾した監査証拠があった場合等における適切な職業的懐疑心の発揮をどのように図るか。

### ケースⅠ



証拠収集は何のために行われるべきなのか。経営者の主張の裏付けに終始し、経営者の主張の矛盾を突く姿勢に欠けていなかったか。

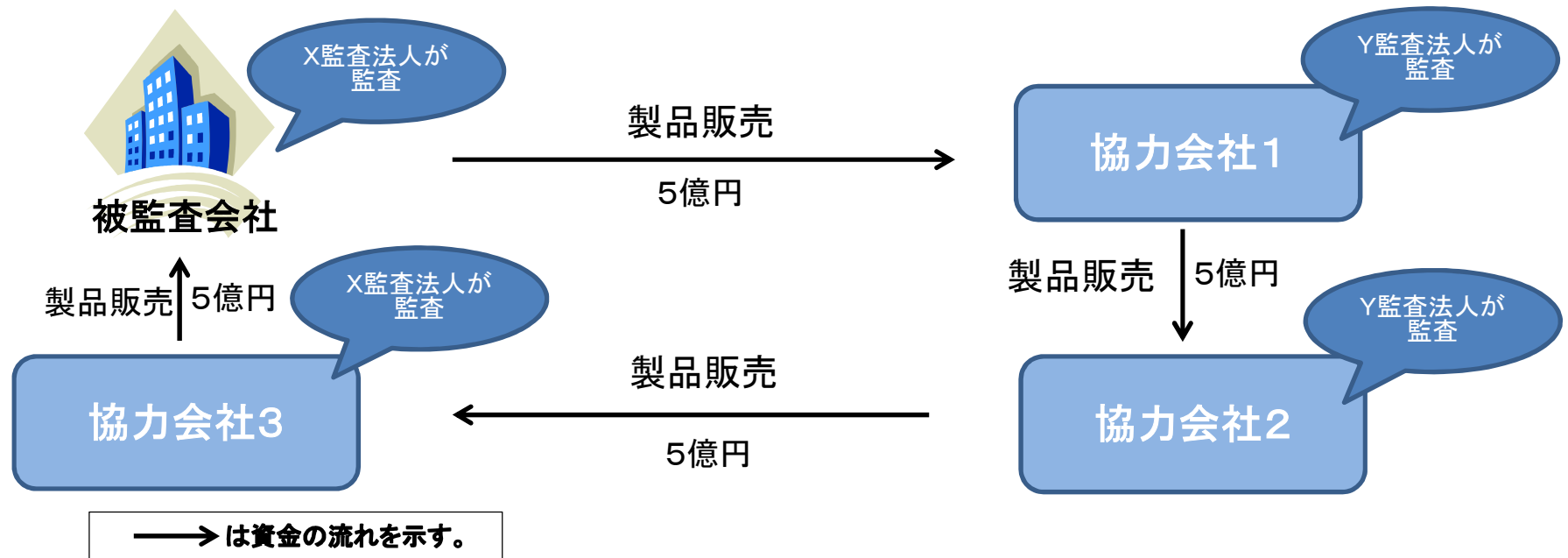
### ケースⅡ



証拠収集手段が現状のままで十分か。会社や取引先を通じない、より直接的な手段が必要ないか。

## 【循環取引の事例】

被監査会社は、取引先と共謀し、循環取引等により架空売上を計上した。  
なお、取引先の監査人は、当該取引先について適正意見を表明していた。



### 【論点】

- ◆ 証憑類の偽造等が関係先と口裏合わせをしつつ巧妙に行われるという循環取引の特性を踏まえた監査手続のあり方について、どう考えるか。
- ◆ 取引先の監査人(同法人及び他法人)との連携のあり方をどのように考えるか。



### Ⅲ. 会計不正の態様等に応じた監査手続が実施されなかったケース

#### 【実地棚卸手続の未実施】

監査人は、被監査会社の売上の計上について、過去に問題が発生していたことを把握していた。

そこで、監査人は、売上に係る監査手続において、被監査会社に対し、外部証憑の提出を求めたが、提出されなかった。ここで、仮に棚卸立会を行っていれば、売上が実在しないことが確認されたにもかかわらず、監査人は、これを行わず、結果として、売上の前倒し計上及び架空売上の計上を看過するに至った。

#### 【論点】

◆ 売上の前倒し計上が想定される場合の実地棚卸手続の実施等、疑われる会計不正の態様等に応じた監査手続の実施をどのように図るか。

#### IV. 監査法人における情報収集体制

##### 【大手監査法人のHPトップページにおける情報受付の状況】

|                                  | 監査法人① | 監査法人② | 監査法人③     | 監査法人④     |
|----------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|
| 監査ホットライン                         | ○     | ×     | ×<br>(注1) | △<br>(注2) |
| (参考)<br>証券取引等監視委の<br>情報受付窓口へのリンク | ×     | ○     | ×         | ○         |

(注1) トップページにはないが、下の階層に存在。

(注2) トップページにあるものの、所在がわかりにくい。